

令和4年度「重要物流道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、「重要物流道路」の指定に向けて、各トラック協会と地元の地方自治体等とが一体となり重要物流道路の指定に向けた活動が行われている区間について、道路利用者の立場から取りまとめて要望を行うため、都道府県トラック協会からの要望区間を受け付けます。

1. 要望のねらい

(1) 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。(道路法第48条の17)
- 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。(道路法第48条の18)
車両高さ 3.8m→4.1m へ引上げ。
- 候補路線※、計画区間※、事業区間、供用区間として段階的に指定することで、国が重要物流道路の計画的な機能強化を推進。※高規格道路の場合

(2) 追加指定要望のねらい

- 「働き方改革」を実現し、トラック事業者が更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が重要。
- 「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされることにより、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラックが生活物資、産業物資、災害時の緊急支援物資などの輸送を、効率的かつスムーズに行うことが可能。
- トラック事業者の目線から早急な道路整備が真に必要なと考えられる区間について、各都道府県トラック協会から寄せられた情報を基に全ト協がとりまとめ、国土交通省等へ要望活動を展開する。
- 国際海上コンテナ車両(40ft背高)を対象とした許可不要措置を目的とした要望は、改正道路法に基づき特殊車両通行許可を不要とする新たな制度が創設されたこともあり、ここでは取り扱わない予定。

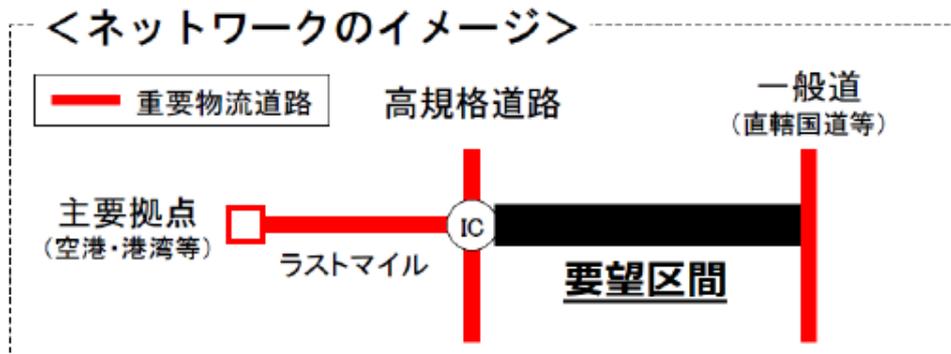
重要物流道路で必要な整備を終えた区間は別途指定され、国際海上コンテナ車（40ft 背高）が特殊車両通行許可の不要。
（車幅 \leq 2.5m、車高 \leq 4.1m、車長 \leq 16.5m、総重量 \leq 44ト）

2. 対象区間

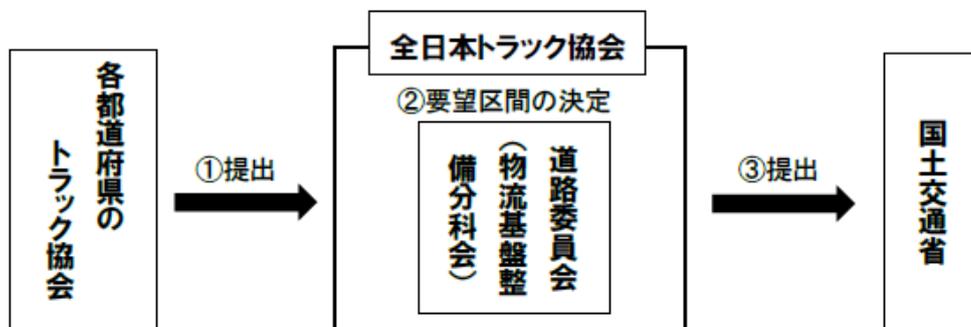
要望区間については、次に該当する区間であることを条件とします。

なお、要望区間が高規格道路の場合、地方整備局が各ブロック単位で策定した「新広域道路交通計画」に位置付けられた路線であることを条件に追加します。

○要望区間の始点および終点が、既指定の重要物流道路または物流団地等に接続しており、道路ネットワーク形成が成り立つ区間。



3. 要望の流れ



4. 提出方法

令和4年8月12日（金）までに、電子ファイルにて(公社)大分県トラック協会に提出してください。

【提出先メールアドレス】 ota1127a@ota.or.jp

※いただいた要望区間について、自治体等と調整して全日本トラック協会に要望します。